

医師の働き方改革「東京都特定労務管理対象機関指定要綱」の制定

○ 令和6年4月以降、時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務している医療機関は、開設者の申請により、「特定労務管理対象機関」として都道府県知事の指定を受ける必要がある。

特例水準	特定労務管理対象機関の類型
B水準	特定地域医療提供機関
連携B水準	連携型特定地域医療提供機関
C-1水準	技能向上集中研修機関
C-2水準	特定高度技能研修機関

○ 都の指定について必要事項を定めた「東京都特定労務管理対象機関指定要綱」を制定

要綱の主な記載事項

○ **審査基準**（やむを得ず長時間従事させる必要がある業務（指定に係る業務）があると認められる医療機関について明示）

B水準

- ・ 法令の定義を基本
- ・ 都道府県知事の裁量判断を要する要件については、「地域医療提供体制の確保のため、必要な役割を果たしている」と認められる医療機関」とする。（詳細は次頁）

連携B水準、C-1水準、C-2水準

- ・ 法令の定義による

○ **指定の手続き、申請に係る様式** **等**

医師の働き方改革「東京都特定労務管理対象機関指定要綱」の制定

B水準の審査基準

医療法 第113条	法施行規則第80号	令和4年厚生労働省告示第9号
一 救急医療	一 救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの 救急医療の提供に係る業務	<p>一 医療計画(法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。次号において同じ。)において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所</p> <p>二 医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの</p> <p>イ 年間の救急車の受入件数が1000件以上であること又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。</p> <p>ロ 医療法第30条の4第2項第4号又は第5号の事業(5疾病5事業)の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。</p>
医療法 第113条	法施行規則第80号	東京都特定労務管理対象機関指定要綱
二 居宅等における医療	二 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所居宅等における医療の提供に係る業務	<p>(1)在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所</p> <p>(2)その他、居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関</p>
三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所 当該機能に係る業務	<p>(1)新医療法第113条一及び二に該当しない医療機関で、がん医療・循環器病・救急医療(精神科を含む)・周産期医療・小児医療の確保のために必要な役割を果たしていると認められる医療機関</p> <p>(2)その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の確保のために必要な医療機関</p>